

発達障がいの理解のために シリーズ2・発達障がいのある子どもの合理的配慮編



発達障がいはいは、生まれつき脳機能の発達に偏りがある障がいです。しかし、早い段階でその子の特性に応じた療育をすることにより、成長を促すことができます。

大事なことは、その子のできることや、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「一人ひとり」に目を向けることであり、学校教育を含めた合理的配慮が必要不可欠です。

例えば、教育に焦点を当てた場合、自閉症の子どもの合理的配慮として、写真や図面、模型などの視覚を活用した教材や、行動などの意味を理解するための実際的な体験を多く設定するなどの配慮が必要です。

注意欠如・多動性障害の子どもの場合は、集中力を持続することが苦手であるため、学習内容の変更や調整を行いながら、好きなものや夢中になっていることに関連付けて、興味・関心がもてるような工夫が必要です。

学習障害の子どもの場合は、読み書きに時間がかかる場合が多いので、文章を読みやすくするため

の工夫などが必要であり、学習で自尊心が低下している場合は、成功体験を増やしたり、人から認められたりする場面を設けるなどの配慮が必要です。

同じ発達障がいの中にも様々な障がい特性があり、一人の子どもが複数の発達障がいを併せ有しているなど、障がいの状態は一人ひとり異なります。早期に子どもが抱えているつまずきや困難に気づき、必要な支援や環境の調整が行われることが大切です。



■問合せ先

障がい者基幹相談支援センター

☎ 055(262)1274

☎ 055(262)1276

Eメール

fukushi-shien@city.fuefuki.lg.jp